

寝屋川市工事成績評定要領

寝屋川市工事成績評定要領（平成 8 年 11 月 1 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法第 15 条の規定により定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）に基づき、寝屋川市が発注する工事（以下「工事」という。）の施工状況に対して行う評価（以下「評価」という。）について必要な事項を定めることにより、工事の厳正かつ的確な評価の実施を図り、もって請負業者の技術の向上及び寝屋川市における厳正な工事の施工に資することを目的とする。

（評価の対象）

第 2 条 評価は、契約金額が 130 万円以上の工事について行う。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

（評価者）

第 3 条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、監督職員（寝屋川市契約規則（昭和 50 年寝屋川市規則第 32 号。以下「契約規則」という。）第 35 条第 1 項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）及び検査員（契約規則第 36 条第 1 項に規定する検査員をいう。以下同じ。）とする。

（評価の方法）

第 4 条 評価は、それぞれの工事について、評価者が 1 人の場合にあっては当該評価者が、2 人以上の場合にあっては協議により行うものとする。

2 評価者は、評価を公正かつ的確に行わなければならない。

3 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督職員 工事が完成したとき。

(2) 検査員 寝屋川市請負工事検査要綱（平成 8 年 11 月 1 日制定。以下「検査要綱」という。）による完成検査が終了したとき。

4 評価者は、工事成績評価書により評価を行うものとする。

（工事成績評価書の提出）

第 5 条 監督職員は、評価を行ったときは、工事担当部長（請負契約の施行を

主管する課等（当該課等が他の課等に監督業務の依頼をした場合にあっては、当該依頼を受けた課等）の属する部の長をいう。）及び工事担当課長（請負契約の施行を主管する課等（当該課等が他の課等に監督業務の依頼をした場合にあっては、当該依頼を受けた課等）の長をいう。以下同じ。）に報告するとともに検査員に工事成績評定書を提出するものとする。

- 2 検査員は、評定を行ったときは、検査担当部長（検査（契約規則に規定する検査をいう。以下同じ。）を行う課等の属する部の長をいう。）及び検査担当課長（検査を行う課等の長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、速やかに契約担当課長に工事成績評定書を提出するものとする。

（評定結果の請負者への通知）

第6条 検査担当課長は、契約金額が第2条に定める金額以上の工事については、完成検査終了後速やかに、工事担当課長を経由し、当該工事の請負者に対して当該評定結果を検査結果通知書により通知しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の規定により通知を行うときは、第8条の規定により説明を受けられることを当該工事の請負者に教示しなければならない。

（評定結果の公表）

第7条 契約担当課長は、前条第1項に規定する工事について、第5条の規定に基づく工事成績評定書の提出があったときは、評定結果を別に定める方法により公表するものとする。

（評定内容の説明）

第8条 第6条の規定による評定結果の通知を受けた工事の請負者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、契約担当課長に対し、書面により当該評定結果について説明を求めることができる。

- 2 契約担当課長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに、検査担当課長及び工事担当課長と協議の上、当該説明を求めた工事の請負者に対し、書面により説明を行わなければならない。

（委任等）

第9条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、この要領に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 16 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に完成する請負工事について適用し、同日前に完成する請負工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の寝屋川市工事成績評定要領第 2 条の規定は、この要領の施行の日以後に完成する工事について適用し、同日前に完成する工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の寝屋川市工事成績評定要領第 6 条の規定は、この要領の施行の日以後に完成する工事について適用し、同日前に完成する工事については、なお従前の例による。